

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 8 日現在

機関番号：34315

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H06922

研究課題名(和文)近世中国の官僚名簿に関する基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental Study on Registries of Officials in Early Modern China

研究代表者

山本 一 (YAMAMOTO, Hajime)

立命館大学・文学部・任期制講師

研究者番号：00748973

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、縉紳全書と呼ばれる清代中国の官僚名簿に関して、その内容から官僚人事の規定と実態の差異を描出し、さらに海外でどのように利用されていたのかを明らかにするものである。この研究を通じて、省レベルの大官が下級地方官僚の人事を行う際、自身の権限がより広がるよう柔軟に人事の請願を行っていたことを、数量データで示すことができた。また海外での利用について、日本には徳川吉宗の文教政策によって移入された可能性が高く、明治時代においては陸軍省・海軍省が組織的に入手し、諜報活動に利用していたことが判明した。さらにアメリカについては、大使などが清朝の諸情報を得るために入手していたことが判明した。

研究成果の概要(英文)：My research is about registries of officials called Jinshen quanshu. The purpose is to reveal differences between rules and actual situation by contents of Jinshen quanshu, and usage at overseas. By analyzing data of Jinshen quanshu, I indicated that high-ranking officials petitioned local officials' personnel affairs flexibly. About usage at overseas, in Tokugawa shogunate era, TOKUGAWA Yoshimune imported some Jinshen quanshu with his positive educational policy. In Meiji era, Department of Army and Navy got some Jinshen quanshu systematically, and used them at espionage in China. And U.S. ambassadors and so on in China came by some Jinshen quanshu to get information about Qing.

研究分野：東洋史

キーワード：縉紳全書 官僚名簿 人事制度 督撫 海外利用

1. 研究開始当初の背景

清朝のチベットや満洲等を除く中国本土における統治システムは明朝のそれを踏襲し、堅牢な官僚制度に支えられた中央集権体制を有していた。

申請者はこれまでの研究で、清代の総督・巡撫(省レベルの地方大官。以下督撫と略記)が、管轄範囲内の下級官僚に対する人事権の一部を担える規定について全面的に整理し、その運用実態を明らかにした。また19世紀後半には、督撫は従来の地方行政機構の外側に「局所」と総称される部署を自らの権限で新設し、清末の新たな近代的地方行政に対応していたことを明らかにした。このように、督撫が自らの管轄範囲の行政を効果的に遂行するには、手足となる下級官僚を適材適所で配置することが不可欠である。

広大な版図における地方行政・官僚制度を考察する一視角として、本研究では清代の中国で作成された「縉(搢)紳全書(しんしんぜんしょ)」と呼ばれる官僚名簿を主な分析対象とした。縉紳全書は、ある時点の全ての中央官僚(約2千人)・地方官僚(約1万~2万人)の人事情報を掲載した大部な官僚名簿である。縉紳全書は北京の「民間の出版業者」が季節ごと年四回発行したものであり、発行の目的は官僚が自身の上司や他省の官僚の個人情報を得るといった市場の需要に応えるためであった。縉紳全書の地方文官に関する一般的な記載事項は、「A 規定上の人事方法、B 雅称と行政区画名、C ポストの重要度、D 管轄地域の特質、E 税額、F 養廉銀の額、G ポスト名、H 氏名、I 本籍地、J 出身官途、K 赴任時期、L 実際の人事方法である。これらの「ビッグデータ」を利用して、地方官僚制度の運用実態を明らかにできると考えた。

2. 研究の目的

清朝の諸制度に関して、約100年前に編纂された、織田萬等編『清国行政法』(臨時台湾旧慣調査会、全6巻、1905-1915)以降、個別的な研究成果はあるものの相対的に手薄である。これは新たな史料と、独創的な切り口が欠如していることに起因する。本研究では、縉紳全書を新たな史料に据え、記載事項のAとLの差異から官僚人事制度の運用実態を、数量データを用いて経年的に分析する。これは応募者のこれまでの研究成果と合わせて、清代の官僚制度の運用実態を明らかにし、中央集権体制の特質を明らかにできるという独創性をもつ。

また、国内外の縉紳全書の書誌情報と所蔵機関等の情報を一堂に会するため、横断目録を作成する。これにより、様々な研究の場面に活用される可能性を持つ。たとえばある年のあるポストの官僚を調べたい場合、従来は地方志の記載に頼ることが多いが、地方志の記載には誤りも多く、また目的の年代が記載されていない場合もある。横断目録で縉紳全

書の所蔵機関が分かれば、官僚の確定を容易に行うことができる。

このような「官僚名簿」としての活用方法だけでなく、縉紳全書がいつから出版されたのか、記載事項の人事情報をどのようなルートで入手したのか、当時の購入者は縉紳全書をどのように利用したのかといった基礎的研究から、近世東アジア、特に武家に関する名簿(武鑑)が作成された徳川日本との比較を可能にし、東アジアにおける近世社会の様相を考察する一視角となり得る。

3. 研究の方法

本研究では以下の3点の分析から、縉紳全書の利用価値を高めるとともに、清朝の地方官人事・行政制度の運用実態を明らかにし、中央集権体制の特質を考察する。

(1)「縉紳全書横断目録」の作成(日本・中国・アメリカ所蔵の縉紳全書の目録)。

(2)近世日本の「武鑑」との比較を見据えた、縉紳全書に関する基礎的研究。

(3)縉紳全書記載内容「A 規定上の人事方法」と「L 実際の人事方法」のデータを異なるいくつかの時間軸で集積して時代的差異を明らかにし、清代地方官人事制度の運用実態を解明する。

4. 研究成果

本研究が開始してまもなく、中国の上海交通大学と香港科技大学が合同で、世界中の縉紳全書を博搜し、データを入力していることが判明した(任玉雪、陳必佳、郝小雯、康文林、李中清『清代縉紳録量化数拠庫与官員群体研究』清史研究』2016-4、2016、pp. 61-77)。そのため、上記研究の方法の(1)はその結果を待って作業を行うこととした。また(2)については、武鑑に関する研究を詳細に調べ、実際に武鑑を見て縉紳全書と比較したところ、時代的・内容的に相関性がないと判断した。そこで本研究は(3)と、縉紳全書が何故海外にあるのか、という新たな視点に立って、縉紳全書の海外での利用という研究を行った。

申請者のこれまでの研究で、清朝の地方官人事規定とその運用には重層構造があることが判明した。まずは、原則としての規定が存在し、その次に運用の上で例外を認める「規定を越えた《規定》」があり、さらに運用していくうえで、督撫は規定にも《規定》にも従わない請願を行う「破例」の事例がある。そうなれば、規定によって督撫の人事が許可されていたポストの割合と、実際に督撫が人事を行った割合との差異があるはずである。その差異を可視化するため、縉紳全書の「A 規定上の人事方法」と「L 実際の人事方法」のデータから考察を行った。使用した縉紳全書はアメリカ議会図書館(Library of Congress)所蔵の『乾隆三十八年職官遷除題名』(以下乾隆縉紳全書と略記)である。

まずは、人事方法規定の種類について、乾隆縉紳全書から直隸・江蘇・広東・陝西・雲南・湖北の知府・知州・知県の全ポストの人事方法規定と実際の人事をまとめたものが以下の表1-1（表中の（ ）内の数字は%を表す。表1-2も同様）である。

表1-1の左側、人事方法規定の種類は、「請旨缺」（吏部が数名を皇帝に推薦し、皇帝が決定する。道台、知府に多い）、「題缺」（督撫が昇任を請願できるポスト。より重要度の高いポストに多い）、「調缺」（督撫が異動を請願できるポスト。やや重要度の高いポストに多い）、無記載（吏部の人事によるポストと考えられる）に分類される。

表1-1によれば、規定上、督撫の人事が許可されたポストは題缺5%+調缺22%=全体の27%となり、最も多いのは無記載（=吏部による人事）で全体の68%であった。地域別にみると、江蘇と陝西には題缺がなく、江蘇は請旨缺と調缺が他省より多くなっている。また陝西では無記載が多く、雲南は題缺の割合が他省より多いといえる。

次に表1-1の右側、実際の人事については、「題・調・陞・選・補・授」の6つのパターンが見られる。縉紳全書内にこれらの文字に関する説明はないが、『清国行政法』の「任官の類例」などから、それぞれ以下のように考えられる。「題」は督撫の上奏文でそのポストに昇任した人事、「調」は同級ポ

トから異動してきたものであって督撫の人事であり、「陞」は単なる昇任という意味であるが、前述の「題」と区別するということは、中央による昇任と考えられる。「選」は中央の人事を一般的に指すが、「陞」が中央による昇任であるならば、「選」は同等ポストへの異動を指すと考えられる。「補」は候補官から就任を指す。督撫の人事が中央の人事かは不明瞭であるが、雍正年間以降、一般的に「候補」といえば、「在外候補（候補官が地方に派遣され採用を待つ）」を指し、候補官の人事の多くを督撫が行っていたことから督撫の人事と考えられる。「授」について、官僚の任命一般を「授」というが、上記の内容から考えて、ここでは「除」すなわち初めて官僚に任命されたことと考えられ、中央の人事となる。

縉紳全書中に解説がないため、上述の理解は推測の域を出ないが、「題」が督撫による昇任である蓋然性は高く、「調」と「補」も督撫の人事である可能性がある。また「陞」・「選」・「授」は中央での人事であると考えられる。

表1-1によれば、最多は「題」で全体の29%であり、人事方法規定の「題缺」は29ポストだが、実際の人事方法で「題」は160ポストであり、実数にして約5.5倍である（題・調・補が督撫の人事だとすると、全体の59%となる）。また、全国単位では、題・調・陞・選・補・授の順に多く、各省とも補、授は少ない。

地域別にみると、江蘇省は題缺が無いにも関わらず、実際の人事方法では「題」が全体の41%で最多を占める。請旨缺及び無記載のポストに、「題」（「調」・「補」も含む可能性）によって人事が行われていれば、ポストに関する規定に合致しない事例であると考えられる。

次に「規定上の人事方法」と「実際の人事方法」との差異を考察したい。表1-2は、各省の人事方法規定（請旨缺等）ごとに、そのポストに対する実際の人事方法（「題」等）を分類したものである。以下では、督撫の人事である、「題」を中心に考察したい。

まずは皇帝が人事を行う請旨缺について、「題」と「選」が記されているポストはない（「補」も1つのみである）。題缺に「題」で人事が行われている、すなわち規定と実際の人事方法が合致しているのは4件（14%）であり、最多は「調」と「陞」が記載されている。

ここで興味深いのは、「題」で最も多いのが無記載のポストの人事であるということである。無記載の中の37%で最多であり、これは「題」全体の86.9%を占めている。無記載のポストに関しては、直隸・江蘇・広東・陝西で「題」が最も多く、雲南・湖北についても、それぞれの最多である「陞」・「選」と近い割合で2番目に多くなっている。特に江蘇は約6割を占めている。なお調缺へは「調」

[表1-1] 乾隆縉紳全書中の人事方法規定と実際の人事

	人事方法規定						実際の人事					
	缺数	請旨缺	題缺	調缺	無記載	題	調	陞	選	補	授	
直隸	123	6 (5)	6 (5)	28 (23)	83 (67)	39 (32)	21 (17)	28 (23)	19 (15)	11 (9)	5 (4)	
江蘇	78	8 (10)	0 (0)	33 (42)	37 (47)	32 (41)	18 (23)	14 (18)	12 (15)	0 (0)	2 (3)	
広東	100	6 (6)	6 (6)	20 (20)	68 (68)	27 (27)	30 (30)	19 (19)	17 (17)	5 (5)	1 (1)	
陝西	91	3 (3)	0 (0)	15 (16)	73 (80)	25 (27)	22 (24)	18 (20)	18 (20)	6 (7)	2 (2)	
雲南	87	3 (3)	15 (17)	11 (13)	58 (67)	21 (24)	18 (21)	26 (30)	9 (10)	9 (10)	4 (5)	
湖北	79	5 (6)	2 (3)	13 (16)	59 (75)	16 (20)	26 (33)	12 (15)	19 (24)	4 (5)	2 (3)	
合計	558	31 (6)	29 (5)	120 (22)	378 (68)	160 (29)	135 (24)	117 (21)	94 (17)	35 (6)	16 (3)	

が半数を占め、「選」や「補」はみられない
 (「授」も1ポストのみである)

題	請旨缺					題	題缺					
	調	陞	選	補	授		題	調	陞	選	補	授
直隸	0 (0)	1 (17)	2 (33)	0 (0)	1 (17)	2 (33)	0 (0)	0 (0)	6 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
江蘇	0 (0)	3 (38)	3 (38)	0 (0)	0 (0)	2 (25)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
広東	0 (0)	2 (33)	3 (50)	0 (0)	0 (0)	1 (17)	0 (0)	4 (67)	2 (33)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
陝西	0 (0)	1 (33)	2 (67)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
雲南	0 (0)	2 (67)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (33)	4 (27)	4 (27)	3 (20)	1 (7)	2 (13)	1 (7)
湖北	0 (0)	3 (60)	1 (20)	0 (0)	0 (0)	1 (20)	0 (0)	1 (50)	1 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	12 (39)	11 (35)	0 (0)	1 (3)	7 (23)	4 (14)	9 (31)	12 (41)	1 (3)	2 (7)	1 (3)
題	調缺					題	無記載					
	調	陞	選	補	授		題	調	陞	選	補	授
直隸	3 (11)	12 (43)	13 (46)	0 (0)	0 (0)	36 (43)	8 (10)	7 (8)	19 (23)	10 (12)	3 (4)	
江蘇	10 (30)	13 (39)	10 (30)	0 (0)	0 (0)	22 (59)	2 (5)	1 (3)	12 (32)	0 (0)	0 (0)	
広東	2 (10)	13 (65)	5 (25)	0 (0)	0 (0)	25 (37)	11 (16)	9 (13)	17 (25)	5 (7)	0 (0)	
陝西	2 (13)	7 (47)	6 (40)	0 (0)	0 (0)	23 (32)	14 (19)	10 (14)	18 (25)	6 (8)	2 (3)	
雲南	0 (0)	5 (45)	5 (45)	0 (0)	0 (0)	17 (29)	7 (12)	18 (31)	8 (14)	7 (12)	1 (2)	
湖北	0 (0)	11 (85)	2 (15)	0 (0)	0 (0)	16 (27)	11 (19)	8 (14)	19 (32)	4 (7)	1 (2)	
合計	17 (14)	61 (51)	41 (34)	0 (0)	0 (0)	139 (37)	53 (14)	53 (14)	93 (25)	32 (8)	7 (2)	

乾隆三十八年(1773)時点では、題缺の数はそれほど多くなく、また「題缺」に対する実際の人事方法としては「調」(督撫による異動と推定)と「陞」(吏部による昇任と推定)が多かった。これは、「題缺」がより重要度の高いポストであるため、督撫は同等ポストで経験を積んだ官員を異動させる意向があったことのあるわけではなからうか。

「題」の人事が最多であったのは人事方法規定が無記載、すなわち規定上吏部の人事と定められたポストであった。申請者の以前の研究でも、檔案中でも吏部の人事のポストへ、督撫が奏摺で人事を行う事例が多く見られる。つまり督撫は、重要度の低いポストへ昇任を行い、政務に慣れさせるといった意図があったのではないか。このように、清朝の地方官人事規定の運用実態には、督撫による柔軟な主体性がみられるといえよう。

次に、縉紳全書の海外での利用について述べたい。対象地域は日本、アメリカを中心とし、最後にベトナムにも触れたい。

まず近世の日本において、徳川吉宗は近世中国の法典などを入手して臣下に研究させており、その一環として縉紳全書がもたらされた記録がある。さらに縉紳全書の総論的部分を一部和訳したものが現存しており、吉宗の積極的な文教政策により、近世中国の法典などととも縉紳全書が輸入され、当時の中国の制度に関する研究がなされたと考えられる。

次に近代日本について、明治政府は19世紀後半から清国での諜報活動を開始していく。特に取り上げたいのは曾根俊虎の活動である。彼は明治初年より度々清への派遣を命じられる。彼は1874年に清へ派遣された時の見聞をもとに『清国漫遊誌』を著すが、その中で各地方の税両額や地方官のポストなどを記す際、縉紳全書に依拠したとの記述がある。また1870年代後半に派遣されたのち、派遣中に官費で購入した書籍を海軍省に上納するが、その書籍等のなかに縉紳全書が含まれている。さらに1880年に清への派遣が命じられた際、清国内での諜報活動に必要であるため縉紳全書を含む書籍の貸出を希望している。このように、彼は清での諜報活動に際して縉紳全書の入手を企図しており、また実際の諜報活動においても、縉紳全書を利用していたと考えられるのである。

次にアメリカについて、現在、アメリカ議会図書館には、のべ24部の縉紳全書が所蔵されているが、これらの縉紳全書はいつ、どのようにしてアメリカの手に渡ったのであろうか。アメリカ議会図書館のアジア部の歴史をまとめた研究によれば、中国関係書物の収集は、初代駐清専員のケイレブ・クッシング(Caleb Cushing)の蔵書を1879年にオークションで購入したことに始まるとされる。ケイレブ・クッシングは望厦条約締結のため、1844年6月~8月に清に駐在した。アメリカ議会図書館がオークションで購入したクッシングの蔵書のリスト内には、縉紳全書を指すと思われる書物がみられる。南北戦争という国内の混乱があり、アメリカの対外交には19世紀後半の「空白」が存在するが、断続的に駐清専員・大使を送っていた。このように「空白」期間であったとしても、駐在員・大使らは対清外交形成にむけた「インフラ整備」を行っていたと考えられるのである。

最後にベトナムについて、20世紀初頭にまとめられた、阮朝の蔵書目録に縉紳全書が見える。年代などは不明であるが、中国に朝貢使節を送っていたベトナム諸王朝が、中国の官僚の情報を得るために縉紳全書を積極的に入手していた可能性は高いといえよう。

以上をまとめると次のようになる。近世の日本へは、享保年間からの吉宗の文教政策にともなって縉紳全書が輸入されており、幕府は清朝の情報を得ようとしていた。また近代日本では、主に陸軍省・海軍省によって縉紳全書が入手されており、情報収集や諜報活動に利用されていた。つまり、縉紳全書の利

用は一貫して清朝の情報を得るためのものであったが、近代になるとより実務的、すなわちアジアへの進出のための情報収集に利用されることが多くなったと考えられる。また初代駐清専員のクッシングによって、縉紳全書はアメリカにもたらされていた可能性が高く、これは対清外交のための「インフラ整備」ともとれる行動であった。

つまり、「海を渡った官僚名簿」は清国内での利用のされ方とは異なり、特に近代においては、諸外国が清における諜報活動や対清外交の足がかりのため利用されていたと考えられるのである。そういった意味で、縉紳全書は時代や場所を越えて様々な用途で活用される、時代をうつす鏡のような存在であったといえよう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計0件)

[学会発表](計2件)

山本 一「清代の縉紳全書をめぐる諸問題 地方官人事制度の運用実態、および国外での利用」京都大学人文科学研究所 岩井茂樹研究班定例報告会、2017年。
片山 剛、山本 一(ポスター発表)「空中写真 近現代中国 時空間復元」第1回 大阪大学豊中地区研究交流会、2016年。

[図書](計1件)

片山 剛(編) 大阪大学出版会、『近代東アジア土地調査事業研究』、2017年、464頁。

(山本 一「南京関係地理空間情報の紹介と利用の可能性」pp. 83-100。

大坪 慶之・山本 一・片山 剛・荒竹 達郎「台湾所在の地形図と地籍図」pp. 101-122。

山本 一・片山 剛「国史館所蔵民国期南京市郊区の青写真地籍図と航空測量」pp. 148-161。

山本 一「「査田定産工作」からみる1950年代初、中国農村の土地所有」pp.412-431。)

[その他]

招待講演(計1件)

山本 一「「首都」北京の700年」立命館孔子学院、中国古典文化講座、2017年。

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 一(YAMAMOTO, Hajime)
立命館大学 文学部 任期制講師
研究者番号: 00748973